

住吉区青少年指導員要綱

(目的)

第1条

この要綱は、大阪市青少年指導員制度実施要綱に基づき、住吉区における青少年指導員（以下「青少年指導員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任数)

第2条

青少年指導員の選任数は1町会エリアから1名（町会数）を基本として、実情に応じ区選考会において加減をおこない、定める。

(業務)

第3条

青少年指導員は、地域における青少年の健全育成を図るため、大阪市青少年指導員制度実施要綱第2条に基づき、次の各号に掲げる業務を担う。

- (1) 統一指導ルームの実施
- (2) 成人式の企画実施
- (3) 青少年問題にかかわる啓発活動の実施
- (4) 区内青少年の健全育成にかかわる各種事業の実施

(区協議会ならびに地域協議会の設置)

第4条

委嘱業務の実施にあたっては、大阪市青少年指導員制度実施要綱第7条に基づき、各地域並びに区内に協議会組織を別途定めるものとする。

(選考会の設置)

第5条

青少年指導員の選考にあたっては、区内に区選考会を、各地域活動協議会に地域選考会を設ける。

- 2 地域選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を選考のうえ、区選考会に推薦を行う。
- 3 地域選考会は、別表1の構成団体等の代表者をもって構成する。
- 4 区選考会は、地域選考会からの推薦について検討を行い、区長に推薦する。
- 5 区選考会は、別表2の構成団体の代表者をもって構成する。
- 6 区選考会の委員は、互選により委員長を選任する。
- 7 区選考会の副委員長は、委員長の指名により選任する。

(選考基準)

第6条

青少年指導員は、青少年の健全育成に关心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1) 当区内に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても、必要な場合は選考することができ

る。

- (2) 青少年問題に深い関心と熱意を持ち、青少年の指導・助言に携わりうる相当な資質を有する人で活動に必要な時間がある者
- (3) 年齢満 18 歳以上 50 歳未満の者。ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るため、必要な場合は満 55 歳未満まで選考することができる。

(細則)

第 7 条

この要綱に定めるもののほか、青少年指導員に関し必要な事項は、住吉区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は平成 27 年 10 月 13 日から施行する。
- 3 この要綱は平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(別表 1 地域選考会構成員)

地域活動協議会	地域の女性組織
地域における更生保護活動に携わる団体	P T A 活動に携わる団体
地域青少年指導員組織	地域青少年福祉委員組織
子ども会活動に携わる団体	地域の小学校長
地域の中学校長	その他地域活動協議会の代表が必要と認める者

(別表 2 区選考会構成員)

住吉区地域活動協議会会长会	大阪市人権啓発推進員住吉区連絡会
住吉区地域振興会	住吉地区保護司会
住吉区地域振興会女性部会	住吉区青少年指導員連絡協議会
住吉区 P T A 協議会	住吉区民生委員児童委員協議会
住吉区青少年福祉委員連絡協議会	住吉区青少年生活指導協議会
住吉区子ども会育成連合協議会	